

令和7年度採用力向上支援事業業務委託 仕様書

1 事業目的

三重県では、人口減少、少子高齢化の進行や、若者・子育て世代の転出超過などにより、県内企業の労働力不足が深刻化しており、昨年度、県が実施したアンケート調査においても、人材の確保について「不足している」と回答した県内企業の割合が5割を超えている。しかし、その一方、先と同じ調査において、採用にあたって「募集のためのノウハウ・人材不足」を課題にあげている企業が一定割合あり、採用活動の進め方や広報手法について、十分に習熟している県内企業は少ない状況である。

このため、企業ごとの特性や状況に応じた伴走型支援を実施することにより、県内企業の採用力向上、ひいては県内の労働力不足の解消につなげていく。

2 契約期間

契約締結の日から令和8年3月19日（木）まで

3 事業内容

(1) 事業概要

県内企業の採用力向上につなげるため、企業ごとの特性や状況に応じた、伴走型支援を実施する。

(2) 事業を管理・運営するコーディネーターの配置

参加企業及びアドバイザーとの連絡、調整、交渉等を行い、3(3)～(5)の事業を円滑に管理・運営するコーディネーターを1名配置すること。

(3) 人材採用・採用広告に関するアドバイザー派遣

人材採用等について県内企業が抱える課題の解決に適切なアドバイザーを派遣すること。

ア アドバイザーの業務内容

(ア) 派遣先企業の課題を洗い出し、助言・指導すること。なお、派遣回数及び助言・指導時間については、1社あたり2回以上、1回あたり2時間以上とする。

(イ) 派遣先企業を訪問し、対面(※)で助言・指導等を行うこと。

(※) やむを得ずWEB会議システム等を利用する場合は、事前に県の承諾を得ること。なお、WEB会議システムの利用環境は、受託者が確保するとともに、利用に伴い発生する費用は、原則として受託者が負担するものとする。

(ウ) 3(5)成果報告会において、発表内容に対して助言等を行うこと。

イ アドバイザーの要件

(ア) 人材採用等に関する豊富な知見、経験があり、派遣先企業の特性やニーズに応じて、効果的な課題解決手法を提案できること。

(イ) 公的機関の支援策について熟知しており、派遣先企業に応じた適切な活用方法を提案できること。

ウ 派遣対象企業

(ア) 県内に本社又は主要な事業所があること。

(イ) 新規学卒者等の採用予定がある企業で、取組成果を3(5)の成果報告会において発表できること。なお、派遣企業数は18社程度とする。

エ 派遣対象企業の募集及び選定

- (ア) 派遣企業を募集するチラシを作成し、必要な広報を実施すること。
- (イ) ウェブ上に専用申込フォームを作成し、当該フォーム上で企業の募集・受付を行うとともに、派遣対象企業の選定を行うこと。なお、応募者多数の場合は、県に選定理由を説明の上、決定すること。
- (ウ) 応募があった全ての企業に対し、選定結果通知を送付すること。

(4) 合同企業説明会への出展支援

県外で開催される合同企業説明会への出展の支援を行うこと。

ア 支援対象企業

- (ア) アドバイザー派遣の応募と同時に合同企業説明会への出展を希望し、かつ、出展費用等の諸条件について了承できる企業
- (イ) 最大3社。なお、出展希望企業多数の場合は、県に選定理由を説明の上、決定すること。
- (ウ) 応募があった全ての企業に対し、選定結果通知を送付すること。

イ 出展支援する合同企業説明会

- (ア) アドバイザー派遣対象企業から、愛知県で開催される合同企業説明会に2社、関西圏（本業務においては、大阪府、京都府、兵庫県とする。）で開催される合同企業説明会に1社が出展することを支援すること。なお、上記の3社は、それぞれ別の企業とする。
- (イ) 出展料や標準仕様のブース、設備の施工費用は本件委託金から受託者が支払うこととするが、出展にかかる現地までの交通費、装飾等のオプション料金については、出展企業が支払うこととする。
- (ウ) 出展にかかる手続きは、原則として、受託者が行うこと。
- (エ) 受託者が主催または運営する合同企業説明会も可とする。ただし、本事業とは別に、国・地方公共団体等から出展にかかる負担金、補助金及び交付金等を受けている場合は対象外とする。

(5) 成果報告会の開催

派遣対象企業が、取組の成果の発表を行う成果報告会を1回以上開催すること。

ア 開催形式

- (ア) 原則として、三重県内で対面（※）形式により開催するものとする。なお、開催場所については、県と協議の上、決定すること。

（※）やむを得ず WEB 会議システム等を利用する場合は、事前に県の承諾を得ること。なお、WEB 会議システムの利用環境は、受託者が確保するとともに、利用に伴い発生する費用は、原則として受託者が負担するものとする。

- (イ) 開催時期については、県と協議の上、決定すること。

イ 参加者の募集

- (ア) 採用広報等に課題を抱える県内企業などへ広く周知し参加者を募ること。なお、参加者は1開催につき40名以上とする。
- (イ) 派遣対象企業以外の参加を促すために、チラシを作成し、必要な広報を実施すること。
- (ウ) ウェブ上に専用申込フォームを作成し、当該フォーム上で参加者の募集・受付を行うこと。なお、参加者の応募状況については、県が求める都度、報告すること。

ウ 運営等

本成果報告会の開催準備、受付、全体進行、管理、アンケートの回収等、管理・

運営にかかる一切の業務を行うこと。

(ア) アドバイザー派遣対象企業が、自社の取組内容や進捗状況等について発表する場を設けること。なお、発表する企業は、1開催につき3社以上とする。

(イ) アドバイザー派遣対象企業とその他の参加企業関係者が、交流する機会を設けること。

(ウ) 参加企業等に対して、事業効果を測定するためのアンケート調査を実施すること。アンケート項目については、県と協議の上、決定すること。

4 成果品

本業務が完了した時は、業務の実績を取りまとめた事業報告書を、事業終了後翌日から起算して10日後または契約期間満了日までのいずれか早い日までに、紙媒体で2部、電子媒体1部を県に提出すること。

5 委託料の支払い

- (1) 委託料は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとする。
- (2) 本業務を実施するにあたり、県が必要であると認める場合は、必要な金額について前金払いをすることができるものとする。
- (3) 受託者が、委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払い停止若しくはすでに支払った委託料の額の一部又は全部を県に返還する。また、上記により契約を解除した場合には、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

6 その他業務実施上の条件

- (1) 障がいと理由とする差別の解消の推進
受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。
- (2) その他関係法令の順守
受託者は、その他関係法令を順守すること。
- (3) 業務の一括再委託の禁止
受託者は、県の承認を得ないで委託事業の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を県に提出し、県の承認を得た場合はこの限りではない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- (4) 成果物の所有権
本業務により発生した成果品の著作権の取扱いについては、別記1「成果品の著作権等に関する特記事項」のとおりとする。
- (5) 個人情報の保護
受託者が本事業を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別記2「個人情報の取扱いに関する特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。
- (6) 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

7 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

8 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 県が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 県は、受注者が8（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

別記1

成果品の著作権等に関する特記事項

注) 「甲」は県の機関等を、「乙」は受託者をいう。

(著作権の帰属等)

第1条 成果品等のうち新規に発生した著作物の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、同法27条及び28条に規定する権利を含む。以下「著作権」という。)及び成果品のうち甲又は乙が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品等の引き渡しをもって甲に譲渡されるものとする。

2 前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が乙以外の第三者に帰属している場合は、乙は成果品等の引き渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、甲に譲渡するものとする。

3 成果品等のうち、第1項の規定の対象外で著作権が乙に留保されている著作物については、甲が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において甲及び甲が指定する者が自由に利用(著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。)できるものとする。

4 成果品等のうち、第1項の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、乙は、甲が成果品を利用するために必要な範囲において甲及び甲が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。

5 甲は著作権法第20条第2項、第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

6 乙は、第1項に基づき甲に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権(著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。)を一切行使しないものとする。

7 乙は、第2項に基づき甲に著作権を譲渡した著作物について、当該第三者が著作者人格権を一切行使しない旨の契約を締結するものとする。

8 前2項の著作者人格権の不行使は、甲が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。

9 本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。

10 乙が乙の営業のために成果品等を利用し、又は改変する場合は、書面により甲に届けるものとし、甲は甲の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。

(工業所有権)

第2条 委託業務の履行に関連して甲及び乙が各々単独で特許権、意匠権その他の工業所有権(以下「工業所有権」という。)を獲得した場合、甲が成果品等を利用(委託業務の目的に添った本契約終了後の事業への利用を含む。以下同じ。)するために必要な範囲において甲乙相互に無償で当該工業所有権を使用できるものとする。ただし、甲及び乙は、もっぱら相手方の発案によるものをもって、自ら単独の工業所有権を獲得してはならない。また、甲及び乙は、特許法第38条、意匠法第15条その他関係法規の規定に基づき、発明等に至る過程が完全に一方に属するもの以外は、すべてその工業所有権を共有としなければならない。

2 乙が従前より保有し、若しくは第三者から承継又は実施権の設定を受けた工業所

有権を委託業務に適用する場合、乙は当該工業所有権に関する対価を請求しないものとする。

3 乙が前項の工業所有権を第三者に承継させる場合は、甲が成果品等を利用するために必要な範囲において、甲又は甲の指定する者に当該工業所有権の対価の請求及び権利侵害の主張をしない旨を保証するものとし、当該第三者が他の第三者に承継させる場合も同様の保証を行わせるものとする。

4 本条の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

(第三者の権利侵害)

第3条 甲に引き渡された成果品等の全部又は一部につき、甲が当該成果品等を自ら利用するにあたり、第三者から著作権、工業所有権等（以下総称して「知的財産権」という。）を侵害するものであるとして甲に対し何らかの訴え、異議、請求等（以下総称して「紛争」という。）がなされ、甲から乙へ処理の要請があった場合、乙は甲に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、乙は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、甲は当該第三者との紛争を乙が処理するために必要な権限を乙に委任するとともに、必要な協力を乙に行うものとする。

2 前項において成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、甲乙協議の上、乙は次の各号のいずれかの措置をとるものとする。

一 成果品を侵害のないものに改変すること。

二 甲が成果品を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。

3 本条の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

別記2

個人情報の取扱いに関する特記事項

注) 「甲」は県の機関等を、「乙」は受託者をいう。

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

また乙は、個人番号を含む個人情報取扱事務を実施する場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)等関係法令を遵守すること。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第4条 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者(以下「個人情報保護責任者」という。)及び業務に従事する者(以下「作業従事者」という。)を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(作業場所等の特定)

第5条 乙は、個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)とその移送方法を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所及び移送方法を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対して、身分証明書を常時携帯させ、名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

(保有の制限)

第6条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を保有するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を保有するときは、甲の指示に従わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

第8条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報に他を漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「個人情報保護法」という。）第66条第2項及び第67条、個人情報保護法及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第9条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者についての労働派遣契約書において個人情報の取扱いを明示する等、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

（再委託の禁止）

第10条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

また、甲の承諾を得て乙が再委託する場合には、乙は、本条第2項から第6項の措置を講ずるものとし、再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

- 一 再委託する業務の内容
- 二 再委託先
- 三 再委託の期間
- 四 再委託が必要な理由
- 五 再委託先に求める個人情報保護措置の内容
- 六 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという

再委託

先の誓約

- 七 再委託先の監督方法
- 八 その他甲が必要と認める事項

3 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託先における次の事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

- 一 再委託先
- 二 再委託する業務の内容
- 三 再委託の期間
- 四 再委託先の責任体制等
- 五 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法
- 六 その他甲が必要と認める事項

4 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、再委託を行った場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託先との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託先

による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。

6 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第11条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。

二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。

三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。

五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。

六 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。

七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。

八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(受渡し)

第12条 乙は、この契約において利用する個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第13条 乙は、この契約による事務を処理するために保有した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(点検の実施)

第14条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第15条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先等に対して検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第16条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合及び個人情報保護法に違反した場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。